13-4 2030年輸出5兆円目標の実現に向けた「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」の実施のうち

農林水産・食品関連スタートアップ等へのリスクマネー緊急対策 [令和4年度補正予算額 5,000百万円]

<対策のポイント>

農林水産物・食品の輸出拡大に向け、**輸出に取り組む農林漁業者・食品産業事業者**や、農林漁業・食品産業の大幅な生産性向上等に資する技術の開発・導入を行うアグリ・フードテックのスタートアップ等に対する円滑な資金供給を図る必要があります。このため、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法(投資円滑化法)に基づき、国の承認を受けた民間の投資主体に対し、日本政策金融公庫を通じた出資による支援を行います。

<事業目標>

日本政策金融公庫への出資金

農林水産物・食品の輸出拡大(2兆円[2025年度まで]、5兆円[2030年度まで])

く事業の内容>

5,000百万円

日本政策金融公庫が、輸出に取り組む農林漁業者・食品産業事業者 やアグリ・フードテックのスタートアップ等に対する投資事業を行う民間の投資 主体(投資円滑化法に基づき、国の承認を受けた株式会社又は投資事

業有限責任組合) **に対して出資**を行います。

(投資主体) (投資対象) ①農林漁業及び食品産業の事業者 ・農業、林業、漁業の生産者 ·食品製造事業者 株式会社 投資 ·食品流通事業者 民間金融機関等 出資 ・輸出事業者(海外拠点含む) ·外食産業事業者 など ②農林漁業及び食品産業をサポート する産業 ・スマート農林水産業などの機械・ 公庫 ソフトウェア関係の事業者 出資 投資事業 出資 玉 生産資材や農業支援サービス・ 有限責任 投資 コンサルティング関係の事業者 など 組合 ③新しい食産業 投資主体の承認 フードテック等のスタートアップ など 投資事業有限責任組合が行う外国法人に対する投資に関する特例措置

く事業イメージン

[お問い合わせ先] 大臣官房新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課(03-6744-2076)